

確定給付企業年金制度改善要望

平成14年4月に確定給付企業年金制度が創設されて以来5年近くが経過致しました。

この間、代行返上に伴う制度移行、適格退職年金からの制度移行などによって、約1,700の企業ないし企業グループが確定給付企業年金を運営しております。しかしながら、制度創設時に期待された役割の一つである適格退職年金からの移行の受け皿としての役割はまだ十分に果たされているとはいえません。

また、確定給付企業年金の実施企業については、景気が依然拡大基調にあるとはいえ、今後グローバル化等の経営を取り巻く環境の変化によっては、より一層の効率化を迫られることが予想されます。

今後とも確定給付企業年金が、勤労者の老後生活を支える企業年金制度の一つとして、その役割を十分果たしていくためには、企業年金の運営主体の責任を明確にし、安定的な財政運営を確実なものにするのと同時に、労使合意を尊重した柔軟な制度設計の確保や事務の効率化等のため、行政による関与は最小限に留めるなどの制度改善が必要であります。

企業年金連絡協議会では、こうした制度改善に向けた要望を集約いたしましたので、よろしくお取り計らい願います。

平成19年1月10日

企業年金連絡協議会

会長 福原 忠之

厚生労働省年金局長

渡 邊 芳 樹 殿

1. 労使合意を尊重した柔軟な制度設計の確保

(1) 加入者等の給付減額に係る要件の柔軟な適用

加入者の給付減額要件については、労使合意を尊重した柔軟な対応をしていたきたい。

また、一般に他の収入の少ない受給者については、老後生活における重要な収入である企業年金の給付を減額することは極力避けるべきものであり、そのため、受給者等の給付減額要件については、確定給付企業年金存続のため「真にやむを得ない場合」とされているところである。しかし、確定給付企業年金が、制度終了という最悪の事態を回避するため種々検討した上でのやむを得ない措置として、加入者に加え受給者等についても給付減額を選択するに至った場合、その選択は尊重されるべきであり、「真にやむを得ない場合」の認定にあたっては、各確定給付企業年金および各実施事業所の状況や労使双方の合意に配慮するなど、柔軟に対応していただきたい。

(2) 受給者等の給付減額に係る一時金支給要件の緩和

受給者等の給付減額を行う場合、希望者に対して最低積立基準額に相当する額を一時金として支給することとされているが、そもそも確定給付企業年金は各制度における予定利率に基づき年金資産を積立していることから、当該一時金の支給は、財政を大きく圧迫し、現役加入者にその負担を強いることにもなる。そこで、当該一時金については、例えば、確定給付企業年金が掛金計算に使用している予定利率で計算した現価とするなど、要件の緩和をお願いしたい。

(3) 雇用延長に伴う給付減額扱いの撤廃

雇用延長にともない（労使合意が前提）年金支給開始年齢を繰り延べる場合、総給付現価が減少し、給付減額として取り扱われているが、受け取る給与と年金の総額を考慮し妥当と判断される場合は、給付減額の扱いとしないいただきたい。

(4) 年金支給開始年齢の弾力化

現在、50歳以上の資格喪失者については、規約の定めがあれば60歳前の年金受給が認められているが、50歳未満の資格喪失者については、60歳以上でなければ年金受給ができないので、当該者についても50歳以上60歳未満の規約で定める年齢から年金受給を認めていただきたい。

2. 財政運営の弾力化

(1) 非継続基準による財政検証の弾力化措置の延長

現在、非継続基準において弾力化措置が講じられているが、その適用は平成18年度までの財政検証とされている。平成17年度は、ほとんどの確定給付企業年金が相当に高いプラス運用を実現したものの、現行の弾力化措置によってもなお約3割の確定給付企業年金が引き続き積立不足の状態にある。このように過去の3年連続マイナス運用の影響が完全に解消されていない中、18年度の運用状況は厳しいものとなっている。確定給付企業年金が、労使合意を尊重した柔軟な制度設計を基本とした企業年金制度としての地位を確立していくためには、財政検証による財政の健全性のチェックの仕組みが今後も維持されることが必要不可欠であるが、こうした状況を踏まえると、当面、確定給付企業年金の財政状況が厳しくなることが予想されることから、非継続基準による財政検証の弾力化措置については、当分の間、延長していただきたい。

(2) 非継続基準による財政検証の見直し

非継続基準における最低積立基準額の予定利率については、現在30年国債の直近5年間の応募者利回りの平均を基準としているが、確定給付企業年金が掛金計算に使用している予定利率とするなど、短期的な利率の変動の影響を大きく受けたくないような見直しをしていただきたい。

3. 規約変更に係る取扱いの簡素化

(1) 認可・承認の早期化

現在、規約変更の認可・承認を申請してから認可・承認が下りるまでに、相当の月日を要しており、確定給付企業年金の円滑な運営に支障をきたしている例もあることから、後述の届出事項の拡大及び添付資料の削減を図っていただくこと、規約変更認可・承認の判断基準について取扱いが異なることがないよう、統一的な判断基準を明確にすることなど、規約変更認可・承認の早期化に向けた取り組みをお願いしたい。

(2) 届出事項の拡大

確定給付企業年金の規約認可・承認事項について、加入者にとって不利益とならない規約変更、具体的には、基金の設立・解散及び給付に関する事項以外の規約変更については、認可・承認ではなく届出としていただきたい。(具体例については別紙参照)

(3) 添付書類の削減

確定給付企業年金の規約認可・承認事項について、加入者にとって不利益とならない規約変更における添付書類について、事業主及び加入者代表の同意書の添付を求められる場合があるが、基金型確定給付企業年金について、代議員会で議決を経ていることから当該同意書の添付は必要ないと思われる。また、厚生年金基金においては添付が不要とされているものについては、厚生年金基金と同様に書類の添付は不要としていただきたい。(具体例については別紙参照)

4. 企業会計基準について

企業会計基準の見直しに向けた支援

会計基準のあり方が、確定給付型の企業年金の運営に強い影響を与えている。今後の会計基準の見直しにむけて、企業年金の長期的な視点や安定的な運営を考慮した柔軟な制度設計を可能とするなど、厚生労働省として企業年金の育成の観点からの検討をお願いしたい。また、会計基準の見直しに際しては、企業年金の状況を踏まえた支援を合せてお願いしたい。

5. その他

(1) 厚生年金基金から権利義務を承継した給付の取扱い

厚生年金基金から権利義務を承継した給付について、確定給付企業年金本来の老齢給付金の受給要件を有しない場合または本人の選択により老齢給付金を一時金として支給する場合については、事務の効率化及びコスト削減の観点から、規約に定めるところにより、一律に一時金として支給することを認めていただきたい。

また、脱退一時金相当額を企業年金連合会などの他の企業年金等へ移換する場合には、規約に定めるところにより、当該一時金についても脱退一時金相当額とみなし、併せて移換できるように認めていただきたい。

(2) 社会保険庁からの情報提供の拡大

現在、社会保険庁からは、厚生年金基金の代行給付の補填（独自給付）に必要な情報を提供いただいているが、確定給付企業年金としての適正な年金給付を行うため、住所等の情報も提供と迅速化をお願いしたい。

規約変更に係る取扱いの簡素化要望一覧

現 状					要望内容
事象	区分	提出先	添付資料1	添付資料2	
事業所名変更	届出	地方厚生局長	・社会保険事務所提出書類の写し	代議員会議事録 もしくは理事長専 決処分理由書	厚生年金基金においては、社 会保険事務所提出書類の写し の添付は不要であり、同様の対 応とする
事業所住所変更	届出	地方厚生局長	・社会保険事務所提出書類の写し	代議員会議事録 もしくは理事長専 決処分理由書	厚生年金基金においては、社 会保険事務所提出書類の写し の添付は不要であり、同様の対 応とする
事業所加入	認可申請	厚生労働大臣	・新規事業所に適用する掛金率に 関する数理関係資料(数理人所見) ・厚生年金保険新規適用届の写し ・事業主同意 ・加入者代表者同意&加入者代表 証明 もしくは 組合同意&組合証 明 ・基金加入予定者数について	代議員会議事録 もしくは理事長専 決処分理由書	認可までに半年以上を要し、申 請から認可までの間の掛金拠 出および給付に支障をきたして いる。届出事項(提出先 地方 厚生局長)とすることで、こうし た弊害を解消して欲しい。
事業所喪失(任意脱 退)	認可申請	厚生労働大臣	・事業主同意 ・加入者代表者同意&加入者代表 証明 もしくは 組合同意&組合証 明	代議員会議事録	事前提出にもかかわらず、認可 までに3ヶ月以上を要している。 事業所加入と同様に届出事項 (提出先 地方厚生局長)とする ことで、こうした弊害を解消して 欲しい。
事業所喪失(全喪)	認可申請	厚生労働大臣	・厚生年金保険全喪届の写し ・事業主同意 ・加入者代表者同意&加入者代表 証明 もしくは 組合同意&組合証 明	代議員会議事録 もしくは理事長専 決処分理由書	全喪事業所に関する届出は、 厚生年金基金では届出事項と なっているが、DBにおいては 認可事項のみである。早急に 厚生基金とフェーズを合わせ、 届出事項(提出先 地方厚生局 長)とし、添付書類も厚生基金と 同様(全喪届写し&事業主同意 のみ)として欲しい。
加入者に関する事項	認可申請	厚生労働大臣	・数理関係資料(数理人所見) ・場合によっては、加入者同意& 加入者代表証明 もしくは 組合同 意&組合証明	代議員会議事録	変更により、現行加入者の取扱 いに不利が生じる場合もしくは 給付設計が変更となる場合を 除き、届出事項とする。

確定拠出年金制度改善要望

平成13年10月に創設された確定拠出年金制度は施行から5年が経過いたしました。この間、企業型の確定拠出年金制度は加入者数約200万人、事業所数約7500社に利用され、企業年金制度の一翼を担う制度に確実に発展しております。

また、確定拠出年金制度は、従来の企業年金制度にない特徴と大きな魅力を備えた制度ですが、法律上の制約により、事業主の自由な制度設計や、加入者の利便性に著しい制限が加えられている箇所も残されています。

企業年金連絡協議会では、先般、税制改正を伴う改善事項について要望をしたところではありますが、この度、制度運営上の改善要望事項について更に議論を積み重ね、要望を集約いたしましたので、今後の制度改善に向けよろしくお取り計らい願います。

平成19年1月10日

企業年金連絡協議会

会長 福原 忠之

厚生労働省年金局長

渡 邊 芳 樹 殿

1. 運用の方法の除外要件

現在の確定拠出年金法では運用商品の除外や入れ替えについて、当該商品を保有している者全員の同意を必要としているが、事業主は誰がどの商品を保有しているかという情報を取得できないため、事実上商品の除外が不可能となっている。運用商品の入れ替えは加入者の利益に直結するため慎重に行わなければならないが、加入者に不利益の生じない範囲で運用商品の除外を可能とする道を開いていただきたい。

その際、①商品除外を決定する方法、②商品除外のプロセス（除外決定後一定の期間を設けることや加入者に周知徹底を行うこと等）などを示していただきたい。（別紙参照）

2. 規約変更等手続きの簡素化

規約記載事項を法律上定めておくことは加入者の利益を保護する観点から重要であるが、多岐にわたる規約記載事項が手続きや管理上の事業主の負担となっている。また、規約承認までの期間を長くする要因となっており、スピーディーな導入の障害となっている。そこで、規約記載事項の内容の軽減を要望する。（詳細は別紙参照）

3. 規約承認に係る負担軽減

企業型確定拠出年金の設立においては地方厚生局とのやり取りが必要になるうえ、その必要となる書類も多岐にわたる。事業主の負担は大きく、特に中小事業者にとって確定拠出年金導入のハードルとなっている。そこで、必要な書類の絞り込みや規約承認に至るまでの実務の標準化をさらに図るなどして手続きの簡素化、期間の短縮など導入事業主の負担軽減をはかっていただきたい。（詳細は別紙参照）

4. 複数制度の規約承認、変更に係る認可時期の統一

企業年金制度の多様化を受けて、企業が採用する制度の複合化が進んできている。企業が年金制度の改訂をするのは、労使合意を経て一定の期日から変更するのが常であるが、期日までにどちらかの規約の承認または認可がないと発効できなくなる。ついては、地方厚生局内部の連携を密にいただき、同時承認、変更の認可時期の統一を図っていただきたい。

5. 軽微な規約変更範囲の拡大

すでに何度かの改善を踏まえ、「規約の軽微な変更」の範囲は拡大されてきたところであるが、事務負担の軽減をはかる見地からもさらなる範囲の拡大が望ましい。特に加入者に不利益はなく、明らかに労使合意は不要であるような項目について、「規約の軽微な変更」の範囲について一層の拡大を要望する。（詳細は別紙参照）

6. 継続教育および投資アドバイスにおける事業主責任の明確化

事業主は、投資教育を、導入時のみならず導入後も継続的に行っていく義務があるが、現在の法令解釈等ではどこまで事業主が取り組めば義務を果たしたといえるかが不明確で、どこまで投資教育を行えば後々加入者から訴えられることがないのか分からないなど、実施事業主にとっては不安要因となっている。

事業主に求められるのは、制度を適切に実施・運営するプロセス責任であり、加入者の自己責任にもとづく資産運用の結果責任を負うことはできない。そこで、たとえば従業員が投資判断から生じた損失について事業主に責任を問えない形式要件の明確化をお願いしたい。また、セミナー形式の継続教育の一定以上の開催、あるいはホームページ等で常時提供する継続教育サービスの内容等で、投資教育義務を果たしたと認められる判断基準策定をお願いしたい。

また、本年8月に成立した米国年金保護法の動向などを踏まえ、加入者個人の投資アドバイスニーズに応えられる受け皿作りを要望する。たとえば、投資アドバイスを担う者に求められる要件（資格や能力、投資顧問業法が定める個別の投資助言業務の登録等）、投資アドバイスを投資教育の一環として提供した場合の事業主・運営管理機関の運営責任について明確化するなどの取り組みをお願いしたい。

7. 掛金納付期日の緩和

現在の確定拠出年金法では企業型確定拠出年金の掛金を翌月末日までに納付することとされているが、資金繰りのタイミングや事務手続き上の不具合によって期限を越えてしまった場合、まったく遡及が認められず、加入者に現金給付するなど不利益が生じている。そこで、掛金納付期日について、もし納付期日に間に合わなかった場合でも一定の期日以内に納付できれば、当該月の拠出掛金として処理できるようにしていただきたい。その場合、有価証券購入の性格上、納付期日については遡及せず、納付日の入金として取り扱うことも差し支えない。

8. 企業の統合や合併、事業分割に伴う確定拠出年金規約の分割・合併

現在の確定拠出年金法では、企業の統合や合併、事業分割がダイナミックに行われる経済状況が十分に想定されていないため、企業合併に伴う規約の統合、事業分割に伴う規約の分割が円滑に行われていない状況である。

そこで、確定拠出年金規約の分割や合併に際して、加入期間が途切れず連続して加入し続けられる、あるいは資産移換が（可能であれば現物のまま）速やかに行われる仕組みづくりなど、法制度の対応を要望する。

9. 限定的な個人情報の開示

加入者の個人情報については個人情報保護の観点から厳正に取り扱われる必要があるが、運営責任を果たす観点からどうしても加入者の情報を入手する必要がある場合がある。運用商品の除外を実施する際に必要となる当該商品の保有者に関する情報、効率的な継続教育を実施する際に必要となる加入者の分類情報など、限定的な範囲で運営管理機関から情報の開示を受けられるようにしていただきたい。

(別紙資料)

- 1・運用商品の除外要件の緩和
- 2・規約記載要件等の軽減
- 3・新規規約承認事務の負担軽減（提出書類の簡略化等）
- 4・軽微な規約変更の範囲拡大

1・運用商品の除外要件の緩和

※商品除外のプロセスの例

- 1) 運用商品に関する情報提供では除外の可能性を周知する
- 2) 除外決定後、一定の経過期間（たとえば1カ月以上）を設け移行を行う
- 3) 除外の1カ月前までに以下のような情報提供を加入者に行う

（繰り上げ償還の例を参考に）

- ① 当該投資信託の名称
- ② 除外される期日
- ③ 除外される理由
- ④ 運営管理機関が提示しているその他の運用商品
- ⑤ ④に提示する運用商品に変更する場合の手続
- ⑥ 期日までに運用指図しなかった場合の取扱い

2・規約記載要件等の軽減

1) 簡略化・省略が可能と思われるもの

- ・厚生年金において複数事業所の一括適用となっている場合、すべての事業所の名称および住所のリスト
- ・制度が同一の場合、実施事業所ごとの制度内容の記載
- ・運営管理機関、資産管理機関の住所（名称のみで足りる）
- ・事業所の追加時における登記簿・厚生年金適用事業所の証明書類

2) 別途定めれば足りるとと思われるもの

- ・事業主負担となる事務費全般

3) 法令が根拠として存在し規約記載が不要と考えられるもの

- ・拠出限度額上限周知の努力義務
- ・脱退一時金の請求手続き（老齢給付等は記載不要）
- ・個人別管理資産の移換にかかる事業主の説明義務
- ・脱退一時金相当額の移換にかかる事業主の説明義務
- ・事業主の責務（投資教育の努力義務等）の明示
- ・2以上の企業型確定拠出年金加入者となった場合の取扱い（法第13条）
- ・運用の方法にかかる情報の提供（規則第20条と同様の記載）

3・新規規約承認事務の負担軽減（提出書類の簡略化等）

1) 提出不要と考えられる書類

- ・ 運営管理機関に関する書類（厚生労働省で保有している）
 - ・ 登録通知書の写し／勧誘方針
- ・ 役員に関する規程一式（規約内容に係わりない場合）
- ・ 給与規程（規約内容に係わりのない場合）
- ・ 加入者資格を除外する職種の契約書（長期勤続のパート等）

2) 簡略化がはかれると思われる書類

- ・ 就業規則類一式（複数事業主で同一の場合、一本で足りる）
- ・ 事業所ごとの労使合意の同意書・証明書（会社1本で足りる）
- ・ 登記簿謄本原本（記載事項全部証明書等）（厚生年金適用事業所届の写しで足りる）

3) 形式化しつつある書類

- ・ 運営管理機関委託契約書案の写し
- ・ 資産管理契約書案の写し

4) 負担となっている様式や手続き

- ・ 書類の袋とじ提出（確定給付企業年金同様にホッチキスかバインダー形式に変更）
- ・ 申請書印が企業の実印（1号印）の場合、社内手続きが負担。
社会保険適用事業所登録に使う届出印（2号印）に変更してほしい

4・軽微な規約変更の範囲拡大

- ・ 就業規則変更に伴い、確定拠出年金規約で参照する条文がズレた際の条ズレ修正（制度変更のない規約変更のケース）
- ・ 法律改正に伴う全国の確定拠出年金規約の一斉変更（標準規約例などを提示し、その範囲であれば可、など）